

# いばらき身障者等用駐車場 利用証制度

## ○いばらき身障者等用駐車場利用証制度とは？

ショッピングセンターや公共施設などにある身障者等用駐車場を本当に必要としている方が利用しやすい環境を整備するため、**障害者、高齢者、難病患者及び妊産婦の方**などの申し出により利用証を発行する制度です。

※発行窓口は、各市町村障害福祉担当課又は社会福祉担当課等になります。

※発行要件があります。詳しくは、裏面又は県 HP「いばらき身障者等用駐車場利用証制度」をご覧ください。

利用証は、県内全ての身障者等用駐車場で利用可能です。

また、同様の制度を実施している府県市と相互利用を行っています。

身障者等用駐車場が適正に利用されますよう、県民の皆様のご理解とご協力をお願いいたします。



障害のない方の利用は  
ご遠慮ください



身障者等用駐車場が満車の場合には、  
利用証の交付を受けた方でも  
駐車できない場合があります

### ！注意！

利用証は公安委員会が発行する駐車禁止除外指定車標章とは異なります。  
道路の駐車禁止場所への駐車を許可するものではありません。

詳しくは、地元の警察署窓口にお問い合わせください。



身障者等用駐車場が適正に利用されますよう、県民の皆様  
のご理解とご協力をお願いいたします。



# いばらき身障者等用駐車場利用証制度

H29.4.1

利用証の交付対象となる方 歩行困難かつ下記のいずれかの基準に該当される方

## ○身体障害者手帳の程度が次の表に該当する方

区 分		等 級	
視覚障害		4級以上	
聴覚又は平衡機能の障害	聴覚障害	3級以上	
	平衡機能障害	5級以上	
肢体不自由	上肢	2級以上	
	下肢	6級以上	
	体幹	5級以上	
	乳幼児期以前の非進行性の脳病変による 運動機能障害	上肢機能	2級以上
		移動機能	6級以上
内部障害	心臓機能障害	4級以上	
	じん臓機能障害	〃	
	呼吸器機能障害	〃	
	ぼうこう又は直腸の機能障害	〃	
	小腸機能障害	〃	
	ヒト免疫不全ウイルスによる免疫機能障害	〃	
	肝臓機能障害	〃	

## ○上記以外の対象者

知的障害者	療育手帳の障害の程度が「A」及び「㊤」の方
精神障害者	精神障害者保健福祉手帳の等級が「1級」の方
高齢者	介護保険被保険者証の要介護状態区分が「要介護1」以上の方
難病患者	指定難病特定医療費受給者証等を交付された方 小児慢性特定疾病医療受給者証を交付された方
妊産婦	母子健康手帳を交付された方で妊娠7ヵ月～産後6ヵ月の方【有効期限あり】

利用証の交付基準に該当しなくなった場合や有効期限が切れた場合には、速やかに利用証交付窓口にご利用証を返却してください。

1 利用証の申請・ 交付・返却窓口	お住まいの市町村（障害福祉・社会福祉担当課等）  
2 申請方法	交付基準に該当することが確認できる手帳などをご持参の上、上記の窓口へお越しく下さい。 なお、郵送によることも可能です。この場合、申請書（様式は、県ホームページからダウンロードできます） に手帳などの写し及び返送用切手（140円分）を同封の上、上記の窓口へ郵送してください。 ※代理申請も可能です。詳しくは、県ホームページをご覧ください。
3 お問い合わせ先	○申請・交付・返却のお問い合わせ お住まいの市町村（市役所・役場 障害福祉・社会福祉担当課等） ○制度についてのお問い合わせ 茨城県保健福祉部健康長寿福祉課 ☎ 029-301-3326